

<p>ならない。</p> <p>(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者の要件)</p>	<p>なければならない。</p> <p>(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者の要件)</p>
<p>第4条 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第24条の9第3項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人（病院又は診療所において行う児童発達支援に係る指定にあっては、個人又は法人）とする。ただし、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの人と密接な関係を有する者を除く。</p> <p>(指定通所支援の事業の基本方針)</p>	<p>第4条 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第24条の9第3項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人（病院又は診療所において行う医療型児童発達支援に係る指定にあっては、個人又は法人）とする。ただし、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの人と密接な関係を有する者を除く。</p> <p>(指定通所支援の事業の基本方針)</p>
<p>第5条 指定通所支援の事業は、次の基本方針により行うものとする。</p> <p>(1) 児童発達支援は、障害児が日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置</p>	<p>第5条 指定通所支援の事業は、次の基本方針により行うものとする。</p> <p>(1) 児童発達支援は、障害児が日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置</p>

<p>かれている環境に応じて適切かつ効果的な<u>支援</u>をし、又はこれに併せて<u>治療</u>を行わなければならない。</p> <p>(2) <u>医療型児童発達支援</u>は、障害児が日常生活における<u>基本的動作及び知識技能</u>を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の<u>身体及び精神の状況並びにその置かれている環境</u>に応じて適切かつ効果的な<u>指導及び訓練</u>並びに<u>治療</u>を行わなければならない。</p>	<p>(2) 放課後等デイサービスは、障害児が生活能力を向上させ、及び社会との交流を図ことができないように、当該障害児の<u>身体及び精神の状況並びにその置かれている環境</u>に応じて適切な<u>支援</u>を行わなければならない。</p> <p>(3) 放課後等デイサービスは、障害児が生活能力を向上させ、及び社会との交流を図ことができるように、当該障害児の<u>身体及び精神の状況並びにその置かれている環境</u>に応じて適切な<u>指導及び訓練</u>を行わなければならない。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	<p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準）</p> <p>第6条 指定通所支援に係る法第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める基準（以下「指定基準」という。）は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童</p> <p>（障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準）</p> <p>第6条 指定通所支援に係る法第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める基準（以下「指定基準」という。）は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童</p>
---	--	---

<p>発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のうち2種類以上の事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p> <p>2 指定通所支援に係る法第21条の5の17第1項及び第2号の条例で定める基準（以下「共生型指定基準」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たすこと。ただし、児童発達支援管理責任者を置かない場合には、児童発達支援管理責任者が行うべき業務は、これに代わる適当な者が行うことができる。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 放課後等デイサービス 別表第1の2の表（従業者の配置の項第1号(2)から(4)まで及び第2号から第6号まで、設備の項第1号から第3号まで並びに利用定員の項を</p>	<p>発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的にを行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p> <p>2 指定通所支援に係る法第21条の5の17第1項及び第2号の条例で定める基準（以下「共生型指定基準」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たすこと。ただし、児童発達支援管理責任者を置かない場合には、児童発達支援管理責任者が行うべき業務は、これに代わる適当な者が行うことができる。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 放課後等デイサービス 別表第1の3の表（従業者の配置の項第1号(2)から(4)まで及び第2号から第6号まで、設備の項第1号から第3号まで並びに利用定員の項を</p>
---	---

除く。)に掲げる基準

3 略

別表第1(第6条関係)

1 児童発達支援

従業者の配置	区分	基準
児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。	1 略	(1) 略
児童発達支援セントラルの従業者は、次のとおりとする。	2 児童発達支援セントラルの従業者は、次のとおりとする。	(2) 主として難聴児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、言語聴覚士を置くこと。 (3) 日常生活及び社会生活を営むたために医療的ケアを恒常に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は、

除く。)に掲げる基準

3 略

別表第1(第6条関係)

1 児童発達支援

従業者の配置	区分	基準
児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。	1 略	(1) 略
児童発達支援セントラルの従業者は、次のとおりとする。	2 児童発達支援セントラルの従業者は、次のとおりとする。	(2) 主として難聴児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、言語聴覚士を置くこと。 (3) 日常生活及び社会生活を営むたために医療的ケアを恒常に受けすることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は、

(1)に掲げる従業者のほか、看護職員を置くこと。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。

(3) 障害児に対して治療を行う場合は、(1)及び(2)に掲げる従業者のほか、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要とされる従業者を置くこと。

(4) 従業者(管理者を除く。)は、専ら当該児童発達支援センターの職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、栄養士及び調理員を、併せて設

として重症心身障害児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、看護職員を置くこと。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合には、この限りでない。

(4) 従業者(管理者を除く。)は、専ら当該児童発達支援センターの職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、栄養士及び調理員を、併せて設

		調理員を、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	置する他の社会福祉施設の職務に従事させことができることができる。
(5)	<u>従業者</u>	((3)に掲げる者に限る。)  は、専ら当該児童発達支援センターの職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、利用者の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができること。	3～5 略  6 常時1人以上の従業者を利用者の <u>支援</u> に従事させること。  3～5 略  6 常時1人以上の従業者を利用者の <u>指導</u> 、 <u>訓練</u> 等に従事させること。
設備		1 児童発達支援センターであるものを除き、設備は、次のとおりとする。  設備は、次のとおりとする。	1 児童発達支援センターであるものを除き、設備は、次のとおりとする。

		(1) 次に掲げる設備を設けること。
ア	<u>発達支援室</u>	ア <u>指導訓練室</u>
イ	略	イ 略
(2)	<u>発達支援室</u> は、利用者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める広さ及び機械器具等を有すること。	(2) <u>指導訓練室</u> は、利用者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める広さ及び機械器具等を有すること。
(3)	略	(3) 略
2	児童発達支援センターの設備は、次のとおりとする。	2 児童発達支援センターの設備は、次のとおりとする。
(1)	次に掲げる設備を設けること。	(1) 次に掲げる設備を設けること。 <u>ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</u>
ア	<u>発達支援室</u>	ア <u>指導訓練室</u>
イ～キ	略	イ～キ 略
ク	<u>静養室</u>	

ケ 略

ク 略

(2) (1)に掲げる設備のほか、主として知的障がいのある児童が通う場合は静養室を、主として難聴児が通う場合は聴力検査室を設けること。

(2) (1)(エを除く。)に掲げる設備のほか、利用者に対して治療を行う場合は医療法に規定する診療所として必要な設備を設けること。

(3)・(4) 略

3 専ら当該事業の用に供するものであること。ただし、前号(2)に掲げる設備を除き、利用者の支援に支障がないと認められるときは、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

(3)・(4) 略

3 専ら当該事業の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるとときは、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

利用定員	10人以上とすること。ただし、児童発達支援センターであるものを除き、主として重症心身障害児が通う場合は、5人以上とすることがあります。	利用定員	10人以上とすること。ただし、主として重症心身障害児が通う場合は、5人以上とすることができる。
		略	
障害児支援計画	1 略 2 障害児支援計画は、適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を評価することを通じて保護者及び利用者の希望する生活並びに課題等を把握する作業（以下「アセスメント」といいます。）の結果に基づき、 <u>利用者の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身とともに健やかに育成されるよう</u> 適切な内容とす	障害児支援計画	1 略 2 障害児支援計画は、適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を評価することを通じて保護者及び利用者の希望する生活並びに課題等を把握する作業（以下「アセスメント」といいます。）の結果に基づき、 <u>障害の特性に応じた利用者の発達を支援する</u> 適切な内容とすること。
		略	

		ること。
3・4	略	3・4 略
5	障害児支援計画を作成したときは、当該障害児支援計画を当該利用者の保護者及び当該保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付すること。	5 障害児支援計画を作成したときは、当該障害児支援計画を当該利用者の保護者に交付すること。
サービスの提供	1 利用者に対して治療を行う事業所を除き、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。	サービスの提供 1 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。 2～11 略
	12 事業所ごとにその提供するサービスについて、従業者による評価を受けた上で、定期的に質の評価を行い、その結果を利用者及びその保護者に周知するとともに、常に改善を図ること。また、当該評価及び改善の内容を毎年公表すること。	12 提供するサービスについて定期的に質の評価を行い、その結果を利用者及びその保護者に周知するとともに、常に改善を図ること。 また、当該評価及び改善の内容を毎年公表すること。

13	利用者が地域の保育、教育等の支援を受け ることができるようになることで、障がいの 有無にかかわらず、全ての児童が共に成長で きるよう、障害児の地域社会への参加及び包 摶（以下「インクルージョン」という。）の 推進に努めること。	
	略	
2	医療型児童発達支援	
区分	基準	
従業者の配置	1 診療所として必要な従業者のほか、次に掲 げる従業者を置くこと。 (1) 管理者 (2) 児童指導員 (3) 保育士	

- (4) 看護職員
- (5) 理学療法士又は作業療法士
- (6) 児童発達支援管理責任者
- (7) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合に限る。）
- 2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。
- 3 従業者（管理者を除く。）は、専ら当該事業所の職務に従事することができます者をもつて充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。
- 4 常時1人以上の従業者を利用者の指導、訓

		練等に従事させること。
設備	1 診療所として必要な設備のほか、次に掲げる設備を設けること。	<p>(1) 指導訓練室</p> <p>(2) 屋外訓練場</p> <p>(3) 相談室</p> <p>(4) 調理室</p> <p>(5) 手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p>
	2 設備は、専ら当該事業の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。	
	3 非常災害に際して必要な消防設備その他の設備を設けること。	

利用定員 の開始	10人以上とすること。
サービス の開始	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスを提供する地域等を勧素し、利用申込者に係る児童に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、適当な他の福祉サービスを提供する者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 利用の申込みを受けたときは、利用申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業の目的及び運営の方針</li> <li>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</li> <li>(3) 営業日及び営業時間</li> </ul>

	(4) 利用定員
	(5) サービスの内容並びに利用者の保護者から受領する費用の種類及びその額
	(6) 事業の実施地域
	(7) サービスの利用に当たっての留意事項
	(8) 緊急時等における対応方法
	(9) 非常災害対策
	(10) 虐待の防止のための措置に関する事項
	(11) 従業者の勤務体制
障害児支援計画	(12) その他サービスの選択に資する重要事項
サービスの提供	1 の表障害児支援計画の項目に掲げる基準を満たすこと。 1 サービスを提供したときは、提供日、提供したサービスの内容その他必要な事項を記録

し、利用者の保護者の確認をとること。

- 2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定について、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしないよう、従業者の研修を実施するなどの必要な措置を講ずること。
- 3 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- 4 感染症その他の規則で定める健康被害が発

- 生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。
- 5 サービスの開始の項第3号(1)から(10)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。
- 6 利用者の保護者から受領する費用は、提供されるサービスに要する費用のうち規則で定めるものに限ること。
- 7 利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対する、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。併せて、利用者の安全の確保に関する保護者との連携が図られるよう、保護者に対

し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

8 利用者の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。また、利用者の送迎を目的とした自動車（利用の態様を勘案して利用者の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等を備え、利用者の降車の際にはこれを用いて利用者の所在の確認を行うこと。

- 9 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。
- 10 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。
- 11 提供するサービスについて定期的に点検し、その結果を利用者及びその保護者に周知

		すること。また、外部の者による評価を行 い、その結果を公表するよう努めること。
記録の作成及び保存	事故等への対応	1 の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準 を満たすこと。
		1 の表事故等への対応の項に掲げる基準を満 たすこと。
<u>3 放課後等デイサービス</u>		
<u>2 放課後等デイサービス</u>		
区分	基準	基準
従業者の配置	1 ~ 7 略 8 常時 1 人以上の従業者を利用者の <u>支援</u> に從 事させること。	従業者の配置 1 ~ 7 略 8 常時 1 人以上の従業者を利用者の <u>指導</u> 、 <u>訓 練</u> 等に従事させること。
設備	1 次に掲げる設備を設けること。 (1) 発達 <u>支援</u> 室 (2) 略	設備 1 次に掲げる設備を設けること。 (1) <u>指導訓練室</u> (2) 略

2	整達支援室には、支援に必要な機械器具等を備えること。	2	指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えること。
3・4	略	3・4	略
利用定員	<u>10人以上</u> とすること。 <u>ただし、主として重症心身障害児が通う場合は、5人以上とすることができる。</u>	利用定員	<u>1の表利用定員の項に掲げる基準を満たすこと。</u>
サービス	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスを提供する地域等を勘案し、利用申込者に係る児童に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、適当な他の福祉サービスを提供する者の紹介その他の措置を講ずること。</p>	サービスの開始	2 の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。
3	利用の申込みを受けたときは、利用申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交		

- 付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ること。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) サービスの内容並びに利用者の保護者がら受領する費用の種類及びその額
- (6) 事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 従業者の勤務体制
- (12) その他サービスの選択に資する重要な事項

項目	略	略
サービスの提供	<p>6 サービスの開始の項第3号(1)から(10)までに掲げる事項その他の運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>7~11 略</p> <p>12 事業所ごとにその提供するサービスについて、従業者による評価を受けた上で、定期的に質の評価を行い、その結果を利用者及びその保護者に周知するとともに、常に改善を図ること。</p> <p>また、当該評価及び改善の内容を毎年公表すること。</p> <p>13 利用者が地域の保育、教育等の支援を受けることができるようについて、障がいの</p>	<p>サービスの提供</p> <p>6 <u>2の表サービスの開始の項第3号(1)から(10)までに掲げる事項その他の運営に関する重要な事項についての規程を定めること。</u></p> <p>7~11 略</p> <p>12 提供するサービスについて定期的に質の評価を行い、その結果を利用者及びその保護者に周知するとともに、常に改善を図ること。</p> <p>また、当該評価及び改善の内容を毎年公表すること。</p>

<p>有無にかかわらず、全ての児童が共に成長で きるよう、インクルージョンの推進に努める</p>	<p>二〇二二</p>
	<p>略</p>

3 居宅訪問型兒童發達支援

区分	基準
従業者数	1～3 略
配置	4 常時1人以上の従業者を利用者の <u>支援</u> に従事させること

4 居宅訪問型兒童發達支援

区分	基準
従業者 の 配置	1～3 略 4 常時1人以上の従業者を利用者の指導、訓 練等に従事させること。
	略

4 保育所等訪問支援

区分	基準
従業者の配置	1～3 略
	4 常時1人以上の従業者を利用者の <u>支援</u> に従事させること。

5 支援間訪等所育保

区分	基準
従業者の配置	1～3 略
配置	4 常時1人以上の従業者を利用者の <u>指導、訓練等</u> に従事させること。

設備	<u>3の表</u> 設備の項に掲げる基準を満たすこと。	設備	<u>4の表</u> 設備の項に掲げる基準を満たすこと。
略		略	
サービスの提供	<p>10 事業所ごとにその提供するサービスについて、従業者による評価による評価を受けた上で、定期的に質の評価を行い、その結果を利用者及びその保護者並びに当該事業所の訪問支援員が当該利用者に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設に周知することともに、常に改善を図ること。また、当該評価及び改善の内容を毎年公表すること。</p> <p>11 利用者が地域の保育、教育等の支援を受けたことができるようになりますで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努める</p>	<p>サービスの提供</p> <p>10 提供するサービスについて定期的に点検し、その結果を利用者及びその保護者に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>	



2 次に掲げる施設は、前号に規定する設備のほか、当該施設の区分に応じ、それぞれに定める設備を設けること。

(1) 略

(2) 主として視覚に障がいのある児童（以下「視覚障がい児」という。）が入所する施設

ア 略

イ 支援室

ウ～オ 略

(3) 主として聴覚に障がいのある児童が入所する施設

ア 略

イ 支援室

ウ・エ 略

2 次に掲げる施設は、前号に規定する設備のほか、当該施設の区分に応じ、それぞれに定める設備を設けること。

(1) 略

(2) 主として視覚に障がいのある児童（以下「視覚障がい児」という。）が入所する施設

ア 略

イ 訓練室

ウ～オ 略

(3) 主として聴覚に障がいのある児童が入所する施設

ア 略

イ 訓練室

ウ・エ 略

		(4) 主として肢体不自由のある児童が入所する施設	(4) 主として肢体不自由のある児童が入所する施設
	ア <u>支援室</u>	イ <u>屋外遊戯場</u>	ア <u>訓練室</u>
	ウ 略	ウ 略	イ <u>屋外訓練場</u>
	3～6 略	3～6 略	3～6 略
	略	略	略
障害児支援計画	別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。	障害児支援計画	別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。
移行支援計画	<p>1 児童発達支援管理責任者に移行支援計画を作成させること。</p> <p>2 移行支援計画は、アセスメントの結果に基づき、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営み、自立した日常生活又は社会生活へと移</p>		

行できるよう支援する上で必要な支援を含む内容とすること。	3 アセスメントを行うときは、入所者及びその保護者に対して面接すること。また、面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得ること。	4 移行支援計画の原案を作成したときは、利用者に対するサービスの提供に当たる他の担当者等の意見を聽くとともに、入所者及びその保護者に対して説明し、文書によりその同意を得ること。	5 移行支援計画を作成したときは、当該移行支援計画を当該入所者の保護者に交付すること。
サービス	1 略	サービス	1 略

の提供	<p><u>2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関</u></p> <p><u>(次号において単に「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。</u></p> <p><u>3 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、当該第二種協定指定医療機関と新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。</u></p> <p><u>4 略</u></p>	<p>の提供</p> <p><u>2 略</u></p>
-----	--	------------------------------



		と。
		略
<b>2 医療型障害児入所施設</b>		
2 医療型障害児入所施設		
区分	基準	基準
従業者の配置	1 病院として必要な従業者のほか、次に掲げる従業者を置くこと。 (1)～(3) 略 (4) 心理支援を担当する職員（主として重症心身障害児が入所する場合に限る。） (5)～(7) 略 2～4 略	従業者の配置 1 病院として必要な従業者のほか、次に掲げる従業者を置くこと。 (1)～(3) 略 (4) <u>心理指導</u> を担当する職員（主として重症心身障害児が入所する場合に限る。） (5)～(7) 略 2～4 略
設備	設備を設けること。 (1) <u>支援室</u> (2) 略	設備を設けること。 (1) <u>訓練室</u> (2) 略

2 次に掲げる施設は、前号に規定する設備のほか、当該施設の区分に応じ、それぞれ次に定める設備を設けること。ただし、他に適当な設備がある場合は、(2)のエに掲げる設備を置かないことができる。	(1) 略	(2) 主として肢体不自由のある児童が入所する施設	(1) 略	2 次に掲げる施設は、前号に規定する設備のほか、当該施設の区分に応じ、それぞれ次に定める設備を設けること。ただし、他に適当な設備がある場合は、(2)のエに掲げる設備を置かないことができる。
(2) 主として肢体不自由のある児童が入所する施設	ア 屋外遊戯場	ア 屋外訓練場	イ～オ 略	
	イ～オ 略	イ～オ 略	3～5 略	
	3～5 略	3～5 略	3～5 略	
	略	略	略	
障害児支援計画	別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。	障害児支援計画	別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。	
移行支援	1の表移行支援計画の項に掲げる基準を満た			


## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置している児童発達支援センターについては、第1条の規定による改正後の鳥取県児童福祉施設に関する条例（次項において「新児童福祉施設条例」という。）別表第8設備の項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 この条例の施行の際現に設置している児童発達支援センターについては、新児童福祉施設条例別表第8職員の配置の項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、第2条の規定による改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（以下「新通所支援事業等条例」という。）別表第1

の 1 の表の従業者の配置の項の規定にかかるわらず、令和 9 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例によることができる。

5 改正法附則第 4 条第 1 項の規定により新法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定を受けたものとみなされているものについては、新通所支援事業等条例別表第 1 の 1 の表の設備の項の規定にかかるわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

6 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者（主として難聴児が通う事業所又は主として重症心身障害児が通う事業所に係るものに限る。）については、新通所支援事業等条例別表第 1 の 1 の表従業者の配置の項及び利用定員の項の規定にかかるわらず、令和 9 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例によることができる。

7 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者（主として難聴児が通う事業所又は主として重症心身障害児が通う事業所に係るものに限る。）については、新通所支援事業等条例別表第 1 の 1 の表の設備の項の規定にかかるわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

## 議案第69号

### 鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(定数)			(定数)		

第2条 職員の定数は、1,383人とする。

2 略

第2条 職員の定数は、1,366人とする。

2 略

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。